

## 平成 24 年度第 10 回児童福祉専門分科会会議録

- 1、開催日時 平成 24 年 10 月 9 日（火）9:00～11:30
- 2、開催場所 青森市役所第 3 庁舎 1 階 会議室 A
- 3、出席委員 宮崎秀一会長、原朗委員、石岡まつ委員、西村恵美子委員、松浦健悦委員、  
鳴海明敏臨時委員、石橋修臨時委員
- 4、欠席委員 佐藤秀樹委員、沼田徹委員、高橋多恵子臨時委員、小笠原梓臨時委員
- 5、事務局出席者 健康福祉部長 福井正樹、健康福祉部次長 今村貴宏、  
子どもしあわせ課課長 館山新、子どもしあわせ課副参事 奥崎和彦、  
子どもしあわせ課主幹 西澤哲司、子どもしあわせ課主査 坂本亮、  
子どもしあわせ課主事 渡邊幸子
- 6、会議内容
  - 1、開会
  - 2、健康福祉部長あいさつ
  - 3、案件
    - (1)(仮称)子どもの権利条例案の検討
    - (2)子どもの権利擁護委員制度について
    - (3)大人向け解説書について
  - 4、その他
  - 5、閉会

### 事務局より資料 1～資料 8 について説明

#### 事務局

資料 1 は、9 月 29 日に子ども委員会議を開催し、前文について子どもたちから様々なご意見をいただいたものをまとめたものとなっている。資料 2 は、子どもの権利擁護委員制度のイメージを図に表したものである。続いて、資料 3 は、9 月 1 日から 30 日までパブリックコメントを実施したが、全体で 5 人の方から 9 件のご意見、1 議員から 1 件のご意見ということで、全部で 10 件のご意見をいただき、そのご意見の概要と、それに対する市の考え方、反映状況を表したものとなっている。資料 4 は、子どもたちからいただいた意見の中で、10 月 5 日に開催した起草委員会の中で意見を採用したものを表記したものとなっている。資料 5 は、子どもの権利条例案比較一覧ということで、表の左端が、これまでパブリックコメントを実施してきた条例骨子案、真ん中の行が、9 月 18 日専門分科会終了後時点での条例案、右端が、10 月 5 日起草委員会終了後の条例案となっている。なお、10 月 5 日起草委員会終了後の条例案については、法規担当部門の担当者にも目を通していただいたものとなっている。資料の 6 は、10 月 5 日起草委員会終了後の条例案が本日の議論の材料となるが、これを見やすくまとめたものとなっている。続いて、A4 縦で「附属機関と補助機関について」という資料が追加資料となるが、これまで、附属機関と補助機関について議論してきたものについて、いま一度、設置根拠やその効果等についてまとめたものとなっている。続いて、資料 7 は、これまでの議事の中で、条文の解説書について委員の皆様から出された意見をまとめたものの一覧となっている。資料 8 は、条例の解説案ということで、今回の専門分科会に間に合うならば出したいということで鋭意努力させていただいたが、間に合わなかったため、大体このような形になるということで見ていただきたいと思う。なお、解説書については、条文と共に法令審議会に

この完成版を渡さなければいけないことになっている。それまでの間に、皆様に目を通していただきたいと考えているので、後日、皆様のほうに送付させていただいてご意見をいただきたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。また、この条文の解説案については、資料7でいただいた皆様のご意見をきちんと踏まえたくて作成して参りたいと考えている。

では、資料3のパブリックコメントの結果について説明させていただきたい。まず、ナンバー1は、この条例が制定されると子どもがわがままにならないかのご意見であるが、子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利も尊重しなければならないことを、条例上も規定しており、子どもは、権利行使の経験を通して互いの権利を尊重できるものと考えていることから、「記述・整理済み」という形で整理した。また、損害賠償についての意見については、「対象事項外」ということで整理させていただいた。

続いて、ナンバー2については、前文に盛り込む内容にある「子どもにとってやさしいまちづくり」の全体像を示せというご意見であるが、こちらについては、子どもの最善の利益の保障が実現すれば、子どもにとってやさしいまちづくり・社会づくりにつながり、それは自ずとすべての市民にとってやさしいまちづくりにつながるものであり、その具体像は、「子どもと大人が育ち合い、学び合うことが保障されるまち」というように考えていることから、「記述・整理済み」と整理させていただいた。また、中段にある、「やさしさ」だけでなく「生き抜く力」の形成も求められているというご意見及び、後段の、子どもは個々に尊重されるものであり、共に生きていくことの意義を強調できればというご意見については、前文を文章化する段階でご意見を取り入れることとし、「今後、条例案に反映」という形で整理させていただいた。

次に、ナンバー3については、子どもの権利の保障を検証する組織的なシステムがどのように構築されるのかというご意見であるが、条例の実効性をより確実なものとするため、検証方法等については、今後、十分に検討していくこととし、「実施段階検討」という形で整理させていただいた。

続いて、ナンバー4については、いじめ等の加害者に対するペナルティーについてのご意見であるが、こちらについては、「子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利も尊重しなければならない」という考え方に沿った、個々の施策において取り組んでいくこととなることから、「記述・整理済み」と整理させていただいた。

続いて、ナンバー5については、子どもの最善の利益の「利益」という語句に抵抗感があるというご意見であるが、これは、子どもの権利条約の重要な原則として規定されているものであり、市としてはその意味を分かりやすく条例に記載し、市民の皆様にご伝えていくこととしていることから、「記述・整理済み」と整理させていただいた。

続いて、ナンバー6は、子どもにとって大切な権利の中の「プライバシー（個人の秘密）や自らの名誉が守られること」という表現を変更できないかのご意見であるが、まず、名誉という表現については、子どもの権利条約に掲げられているものでもあることから、原文どおりとし、「反映困難」と整理させていただいた。また、「個人の秘密」という表現については、ご意見を踏まえ、本骨子案から削除することとし、「骨子に反映」という形で整理した。

ナンバー7については、子どもにとって大切な権利の中の、「自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること」について、「主張」という表現ではなくて「表明」としたほうがいいのではないかのご意見であるが、こちらについては、骨子案の検討段階において、自分の意見を認めてもらえるよう強く言う「主張」にすべきとの専門分科会の皆様のご議論の結果により、このような表現になっていることから、それを踏まえ、「記述整理済み」という形で整理させていただいた。

続いて、ナンバー8については、子どもの育ちへの支援の中に、「健全」という表現を付加できないかというご意見であるが、「青森市教育施策の方針」において、「青少年の健全育成」を

進めるにあたっては、多様な体験・交流活動の充実を図ることが掲げられていることも踏まえ、本骨子案に「健全」という表現を追加することとし、「骨子に反映」という形で整理させていただいた。

続いて、ナンバー9は、この条例によって、子どもたちを将来にわたり、観察・考察していくことが必要であり、また、条例を作って終わりではなく、実効性のある施策と、試行錯誤できる柔軟性のあるものになることを望むとのご意見であるが、この条例では、子どもの権利を保障することを目的としていること、そして、その権利が保障されているかどうかについて検証をすること、また、権利が侵害された子どもたちを救済する仕組みとして、「子どもの権利擁護委員」を設置することなど、子どもの権利を保障するための取組や支援に努めていくこととしていることから、「実施段階検討」という形で整理させていただいた。

続いて、ナンバー10は、議員からいただいたご意見であるが、いじめ、虐待、体罰は絶対に許されるものではないことを、市として明白にし、啓発活動をしていくということを入れ込むべきとのご意見であるが、まさにご指摘のとおりで、いじめ、虐待、体罰は絶対に許されるものではないことは当然のことであり、このことについては、条例とともに作成する解説書やリーフレットに明記するほか、ご意見の啓発活動を含めた取組を今後検討していくことから、「実施段階検討」という形で整理した。

パブリックコメントでご意見をいただいた個々の方には、市の考え方については返答をするものなのか。

#### 事務局

市のホームページや広報で、このようなご意見をいただいたということについては報告していくが、個々の質問をいただいた方に対して返答はしない。

### 案件(1) (仮称)子どもの権利条例案の検討

#### 意見 主な意見は以下のとおり

【資料5】「(仮称)子どもの権利条例案比較一覧」、【資料6】「(仮称)子どもの権利条例案」に基づき議論

#### 前文について

前文の、子どもの最善の利益に関するところで、「子どもの最善の利益」までで鍵括弧が終わっているが、「子どもの最善の利益の保障」までを鍵括弧にしたほうがいいのではないか。ここは、青森市が、計画を作るときの理念に何を持ってきているかということを行っている段落であるので、計画する際に、「利益」を位置付けるのではなくて、利益を保障する姿勢というものを位置付けるのだらうと思うが。

その趣旨については、今おっしゃったとおりなのだが、この部分は、原文の引用にこだわったということで、鍵括弧の位置は「子どもの最善の利益」で括るということになるかと思う。ちなみに、その前の、「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっともよいことは何かを第一に考える」の部分は、引用ではなく強調している部分になるので、そこを引用と取られると困るのだが、この部分については、法規担当の目も通っているので、私はこ

れで問題ないのではないかと思う。

「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっともよいことは何かを第一に考える」という部分の表現について確認したいのだが、「子ども」には、「一般的な子ども」と、「特定のその子ども」という2つの意味があると思うが、条約で言っている子どもの最善の利益というのは、子ども一般についても、特定のその子どもについても、両方のことを言っていて、当然、この条例でも、子ども全体に向けての施策もあれば、特定の子どもの権利を擁護するというような、両方の面があるのだと思っているが、そのこのところの表現をどうしたらいいか。

骨子案では、「その子どもにとって今」という表現を使っていたが、権利条約にも、ある子どもにとって何か決定がなされる時には、というような表現があるので、特定の子どもや、個々のケースといったニュアンスが強いと思う。

「子どもの最善の利益」というのは、ジュネーブ宣言以来使われているが、その文言の中では、様々な個々のケースと包括的なことが網羅されていると私は思っているので、今の表現のまま問題ないと思う。

「その子ども」と言ったときに、では全体についてはどう捉えるのかという問題が出てくるので、区別するためにも包括的な捉え方をする必要があると思う。

その包括的な中に、特定のその子どものケースも含まれるということでもいいのか。

そういうことになると思う。その辺りの説明については、解説の中に書いていくという対応になると思う。

私は、「その子ども」と言っても、特定のその子どもというよりも、それぞれの子どものことを表していることになると思う。

私も、「その」子どもにとっての、というのを強調したいという思いがある。

例えば、全体の施策を策定するときに、「その子ども」と言っても大丈夫だろうか。個別の子どものイメージが強くないか。

「その」というのは、1人の特定の子どものことではなくて、全ての子どもに対する対応の中に含まれていると読むことができるのではないかと思う。

第3条の基本的な考え方のところでは、そういう前提を基に、「子どもの最善の利益を最も優先して考える」ということになっているので、そのことについて、前文で少し説明を補充するような必要があるのではないか。9月18日時点の条例案では、「青森市は、この条約に基づき「子どもの人権の尊重」を子ども施策の基本理念に掲げ」と、まず全体の理念を謳って、次に、「「子どもの最善の利益」の保障を子どもに関する計画の根本に位置付ける」と書いていたものを整理して、前段と後段をくっつけたので、多少の無理が生じているのだろうなという感じを受ける。

事務局

子ども総合計画の後期計画の中での基本理念は、「子どもの人権尊重を第一に考えた子どもの最善の利益の保障」となっているが、9月18日時点の条例案では、人権の尊重と子どもの最善の利益を分けて表記してしまっているため、この表記の仕方は、本来的に正しくないものということになる。この基本理念を、もう一度きちんと踏まえた上で作り直したものが、10月5日起草委員会終了後の案ということになっているかと思う。

「その子ども」という言い方をすると、一般的には個別の子どもという意味に取られるように思うので、広い意味にしておいたほうが、個別の子どもという解釈もできるので、そのほうがいいのではないかと思うが、いかがだろうか。

**(各委員異議なし)**

それでは、そのようにしたいと思う。

2段落目で、青森市をゆりかごに例え、「生きる力みなぎる子どもにとっての大きなゆりかごであって欲しい」と表現しているが、「生きる力みなぎる」と言ってしまうと、これから生きる力を蓄え成長していくというよりも、既に生きる力がみなぎっているということにならないか。

学習指導要領の中では、「生きる力を育成する」ということが、大きなねらいとなっているが、これは、義務教育課程では当然、まだ生きる力が備わっていないので、それを育成していきましようということ、子どもは未熟なので、既に生きる力がみなぎっているということではなく、生きる力がみなぎって欲しいということだと思う。

「生きる力みなぎる子どもを育む大きなゆりかご」などとするのはどうか。

意味はそれで通じると思うが、その前の段落に「育む」という言葉があるので、言葉が重複してしまう。「培う」などと言い換えることもできるが、堅い表現になってしまうだろうか。

「生きる力みなぎる子どもが育つ大きなゆりかご」というのはどうか。

続けて読んでみると、「私たちは、この青森市が、生きる力みなぎる子どもが育つ大きなゆりかごであって欲しいと願っています」となる。文法的にも問題が無いように思う。

事務局

「生きる力みなぎる」というのは、必ず文言として入れなければならないのだろうか。例えば、「私たちは、この青森市が、子どもにとっての大きなゆりかごであって欲しいと願っています」としても、意味は通じるのではないか。

ここについては、パブコメの意見の二つ目になるが、やさしさだけではなく、生き抜く力の形成も求められているのではないかという意見に対して、これを文章化する段階で取り入れていくという市の考え方になっているのだが、既に「生きる力みなぎる」という言葉があるので、この部分がパブコメの意見に対する回答になっているのではないかという話が、起草委員の中

では出ていた。

「みなぎる」という言葉を使うかどうかということであると、「生きる力」だけを残すと、学習指導要領っぽくなってしまおうということで、「生きる力みなぎる」と、この前文で言ってもいいのではないかという気がする。「生きる力みなぎる子どもが育つ大きなゆりかご」としても、おかしくないと思うが、いかがだろうか。

### (各委員異議なし)

それでは、このように修正したいと思う。

#### 第1章について

第2条の大人の定義だが、「子どもの権利の尊重に責務を負う」という部分が削られている。この部分は、第4条に「大人の責務」ということで、大人がそれぞれの立場から子どもの権利保障を担うということを定義しているので、表現をシンプルにしたということになる。続いて、第3条は、法規担当からの指摘により、「進められなければなりません」と表現を修正した。第4条の第4項は、第1項から第3項までに掲げている大人について、「第1項の保護者、第2項の育ち学ぶ施設の関係者、第3項の地域住民のほか」というように、きちんと明記したほうがいいのではないかということになった。

#### 第2章について

第5条から第9条までになるが、「保障されます」という表現だった部分が、「保障されなければなりません」と修正されている。それから、第7条の第3号のプライバシーについて、「個人の秘密」という括弧書きが削除になった。第2章については表現の修正はあるが、実質的な変化は無いということになる。

#### 第3章について

第11条第1号が、「子どもに健全で多様な生活体験や交流をする場と機会を提供すること」に修正されている。第2号は、「子どもが相談できる場と意見表明し社会に参加する機会を提供すること」と修正されているが、第1号が「場と機会を提供する」となっているので、この順番に対応して、第2号もそのような並びになるよう順番を入れ替えたということになる。続いて、第15条第1項では、子どもの権利保障に関する行動計画のことを言っているということで、「子ども施策に関する」という部分を削除した。これに対応する形で、第14条第2項も同様に、「子ども施策に関する」という部分を削除し、若干の字句の修正を加えた。

子どもの権利保障のための行動計画というものと、いわゆる全体的な子ども施策というものとの関わりについてはどのようにしているのか。

#### 事務局

子ども総合計画後期計画の第1章1節の第1項に、子どもの権利に関する部分があり、今の時点では、この部分を条例で言う行動計画というふうにみなすということにしている。ただし、今の子ども総合計画の内容が、条例ができた後もこのままでいいのかということはあると思うので、必要に応じて見直ししていくということも考えていく必要があるかと思う。今の子ども総合計画は、法律で策定が義務付けられているものであるが、26年度で終了するので、それ

以降は別な形で考えていくということになるかと思う。

今の説明だと、子ども総合計画後期計画の第1章に子どもの権利保障に関する部分が出てくるとのことだが、検証の対象はその部分に限られるというわけではないと私は理解しているが、その辺りについてはどうか。つまり、子どもの権利保障に関する部分と言うと、やはり、施策そのものの評価ではなく、医療であれ、教育であれ、施策の中に子どもの権利の視点というものが色々出てくるわけだが、それらを広く検証するということはあり得るのだろうか。それとも、第1章のみに限られるのか。

#### 事務局

どのような形で検証をやっていくかということについては、今後議論していく必要があると思うので、今のご意見の内容も含めつつ、子ども総合計画との整合性をどう図っていくかということについても、今後考えていきたいと思っている。

施策の評価が、子どもの権利保障という視点からの評価になっていくという意味では、施策全般に渡っての評価ということになるかと思う。

第14条の第2項で、「行動計画のほか子どもに関わることを検討するときには、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません」とあるが、行動計画の部分をカットして、「子どもに関わることを検討するときには、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません」と完結にしてもいいのではないか。以前の条文は、「行動計画を含む子どもに関わる事項を検討する際に」ということで、「含む」という表現になっていたので、この場合はあってもいいと思うが、「行動計画のほか」というのであれば、「何であっても、子どもに関わることを検討するときには」という意味に取れるので、行動計画という言葉を入れなくてもいいような気がする。

14条の第2項は、行動計画の策定のことを言っていて、15条の第3項では、その行動計画の検証のことを言っているということで、そうだとすれば、14条の第2項の部分については、行動計画の策定に関わるということで、15条の第3項の中で一本化して、「行動計画の策定と検証を実施するにあたっては、子ども会議の意見を尊重する」ということにしてはどうだろうか。

第15条の第1項で、「市は、子どもの権利の保障のため、子ども会議の意見を尊重し、行動計画を定めるものとします」とするのはどうか。それから、この行動計画というのは、実際にこういったものを、こういった時期に作っていくということになるのか。

#### 事務局

行動計画については、市として策定していくが、今この条例が制定された場合、これまでの子ども総合計画の後期計画の第1章第1節に当たる部分を、この条例も踏まえて見直しを掛けていかなければならないのかなと捉えている。ただし、今の子ども総合計画の後期計画が、26年度までの実施期間になっているので、それ以降については、当然、新たな計画を立てる際に、きちんと子ども権利のことを踏まえた形で作っていくということになるかと思う。

## 事務局

子ども会議の意見を尊重するということについて、第15条に1本化して書くということは可能だと思うが、第1項に入れるか、第3項に入れるかということについては、技術的な話になるので、これについては、私どものほうで検討させていただくということで了解いただきたい。そうすると、第14条の第2項の取り扱いについて、この部分が無くてもいいということになるのか、子ども会議の一般的な役割として残したほうがいいのかという判断が必要になるので、そこをどうするかということについて、議論していただきたい。

第14条の第1項に、市政などについて、子どもが意見表明し参加する場として子ども会議を設置するということについて書かれているので、一般的な役割についてはここに書かれていると考えれば、第2項については無くてもいいということにならないか。

第14条の第2項の部分というのは、「行動計画のほか」というふうに記載されているが、これは、市が施策を実施するときや、考えていくときには、きちんと子ども会議の意見を尊重してやっていきましょうという趣旨であり、第2項は、市として、子ども会議で議論してもらったものを、きちんと取り込んでいきますという意味になるので、第2項は必要なのではないかと思う。第15条の第3項の部分は、行動計画に限っての話で、市が行動計画を定める際には、児童福祉分科会がきちんと検証をし、尚且つ、子ども会議の意見も取り入れていきますという趣旨で書いているので、14条2項と15条3項を一本化するということではなくて、これについては、両条に置いたほうが整理がつくのではないかと捉えている。

そういうことであれば、第14条の2項を簡潔にして、「市は、子どもに関わることを検討する時には、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません」で十分わかるような気がする。第15条の3項は、行動計画に限っては、検証したりする際にきちんと子ども会議の意見を尊重するという書き方になると思う。

第15条が行動計画についての規定になるので、行動計画についてはこちらで書くということにして、子ども会議の意見を尊重するということについて、第1項を「市は、子どもの権利の保障のため、子ども会議の意見を尊重し、行動計画を定めるものとします」とするか、それとも、第3項に入れるかということになると思うがどうか。

## 事務局

第15条の1項は、行動計画を定めるということについて規定しているだけなので、ここに子ども会議の意見を尊重するというを入れるのはなじまないのでは、第3項に入れたほうがいいと個人的には思う。

第3項に入れるとすると、「子どもの行動計画の策定とその検証を実施するにあたっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません」という書き方でよろしいか。

## 事務局

第14条の2項にある「次条第1項の行動計画のほか」という表現を削除してしまうと、「子どもに関わることを検討する時」の中に全てが含まれるので、敢えて、第15条の3項に、「子どもの行動計画の策定」といった表現を入れる必要が無いのではないかと私は考える。あくまでも、第15条は、市が行動計画を定めるということと、その定めた行動計画を検証していき



まずということについて言っているだけなので、行動計画の策定については、第14条2項の「子どもに関わることを検討する時」の中に含まれるということになると思う。

では、第15条の3項については、「子どもの権利の保障の検証を実施するにあたっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません」というように、そのままの表現を残して、解説書の中で、「子どもに関わること」の中には、行動計画の策定も含まれるのだということも補っていただくということにしたいと思う。

事務局

今のご意見を受けて、この部分については再度、法規担当と話をさせていただきたいと思う。

## **案件（２）（仮称）子どもの権利擁護委員制度について**

### **事務局より「附属機関と補助機関について」、資料2、資料5について説明**

本日お配りした「附属機関と補助機関について」という資料は、それぞれの機関の設置根拠など、法律的にどうなっているのかということを整理している。附属機関の設置根拠については、地方自治法第138条の4第3項ということで、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争調停委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関をおくことができる」ということになっている。

次に、附属機関の意義については、附属機関の職務は「執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い必要な調停、審査、審議又は調査等を行うこと」となっている。この児童福祉専門分科会も附属機関であり、市長が設置し、こういうことを審議してくださいと言われたことについて審議をして、それについて市に意見を述べて、市がそれに基づいて執行するというような形になる。執行機関というのは、いわゆる市や、教育委員会などの、実際に市政を行うところで、附属機関は直接執行をするのではなく、意見を申すところであるという意味合いになる。

次に、権利擁護委員を附属機関とすることで、どのような効果があるかということについてであるが、「附属機関の委員は、執行機関から独立した組織ではないが、条例で所掌事務を明確にすることで、是正措置・制度改善の勧告等について、子どもの権利擁護委員が執行機関の判断に左右されることなく、独自に決定することができる」という意味合いを持つということになる。これまで、様々な自治体が救済機関を設置しているが、私どもの知りうる限りでは、附属機関という形で設置している。完全に独立して、強い権限を持つ組織というのは、地方自治法上ではなかなか存在し得ないということで、川崎市のオンブズマン制度などがこういった制度の起源になっているが、限界はあるけれども、ここに根拠を置くというスタイルでやってきている。

これに対して補助機関は、地方自治法第153条第1項では、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる」、地方自治法第154条では、「普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する」となっている。意義としては、「地方公共団体の長は補助機関の職員の職務の執行につき積極的に命令する」ということである。効果等については、「補助機関である職員は、執行機関の指揮監督に服することになり、執行機関からの独立を確保できず、是正措置、制度改善の勧告等について、執行機関の判断に左右されることになり、独自に決定することが

できない」ということになる。

そもそも、この救済機関の趣旨というのは、社会的信望のある人権擁護委員の方々が述べたことは、責任を持って通すということであるので、そういったことを踏まえると、やはり附属機関として設置したいということで、人事課や総務課等と話をした結果、それでいいだろうということになっている。

次に、資料2では、今の話を前提にしつつ、子どもの権利擁護委員制度のイメージ図ということで、子どもや保護者や教師などの相談者が、来所したり、電話やメール等様々な手段で相談をすると、まず、調査相談専門員が相談を受けることになり、調査相談専門員は、権利擁護委員と相談しながら具体的な対応をしていくということになる。

その具体的な対応の種類については、 が助言ということで、相談を受けたら、情報提供をしたり、他の機関を紹介することで解決し、これにより終結することになる。 は支援で、相談を継続したり、当事者自身による問題解決の支援をするということで、擁護委員が当事者と話をして、当事者をエンパワーメントするという形で解決できるものは解決するということになる。 は、関係者間の調整ということで、これは、当事者だけではなく、関係する様々な人の間に入って調整をしていくということになるが、ここがこの制度の1つの肝になるところである。川西市などでも、この調整が殆どを占めるということで、擁護委員と調査相談専門員が、いかに間に入って行って、調整する能力があるかということが非常に大事になる部分ということになる。

次に、 は救済の申立てということで、実際の件数は少ないが、制度の根幹に? がるようなところになる。救済の申立ては、申立てがあって動く場合もあれば、委員の発意により事実の調査をしていくということも含まれている。救済の申立てがあった場合には、事実の調査をするということで、説明を求め、保有する文書やその他の記録を閲覧し、その提出を要求したり、実地に調査をするということになる。なお、市の機関以外のものに対する事実の調査は、義務を課すことになってはいけないということになっている。調査の次に、勧告・要請になるが、これは、法規担当とも話をして、勧告・要請という言葉を使うということで整理した。市の機関に対しては、是正措置や制度改善を勧告するという一方で、この勧告等を尊重する義務があるということ、条例に記載することになる。市の機関以外のものに対しては、是正措置や制度改善を要請するという一方で、いわゆるお願いということになる。

図の下のほうに事務局が位置付けられているが、委員の任免や予算執行をお手伝いするというイメージになる。市長や市の教育委員会、市立小・中学校も市の機関になり、市の機関以外というのは、国や県、民間機関、私立学校、個人などになる。

このような制度を前提にしつつ、資料5の第4章の部分について簡単に説明すると、第17条は、前回までの第17条第1項をもう少し詳しく、委員のやること全般について書いている。第18条は、委員の職務などということで、前回までの案に、組み替えや文言の修正が加わってこのようになっている。第18条第2項は、調査をする場合の方法を規定しているが、前回までの案の(1)では、関係する市の機関に対して説明を求める場合の具体的な手立てについて、(2)では、市の機関以外の者に対して行う場合について規定しているが、総務課の法規担当とやり取りした際に、(1)と(2)について、どう違うのかが分かりにくいという話になり、今回の案の第2項には、それが反映された形になっている。

次に、第19条第3項の委員の任期については、附属機関にするということで、任期を3年として項目を追加した。第5項は、解囑事由についてであるが、前回までの案では、解囑事由に前項の規定全部が該当していたのを、総務課の法規担当と話をした結果、(1)の前段部分の「職務上知ることができた秘密を漏らさないこと」の部分だけを適用させるということになった。次に、第20条第1項は、前回までの案には無かった項目であり、前回までの案で対応す

るのは第19条の「委員への協力」の部分になるが、勧告に限定しない、一般的な規定だけだったのを、勧告に限定して尊重しなければならないという規定を設けた。第21条は、調査相談専門員の規定になるが、どういことをやるのかといことを詳しく書いている。第22条については新しい項目になるが、規則への委任といこと、第4章に関して、この章に定めるもののほか、必要な事項については規則で定めるといことを言っている。次に、第5章の施行期日については、様々な判断が必要になる部分であるので、こちらのほうで別途考えさせていただきたいと思う。

## **意見**主な意見は以下のとおり

事務局のほうでも、川西市に視察に行かれたりして、非常にこの位置付けについてはご苦労されている。途中、補助機関という位置付けの話も出たが、最終的には附属機関という位置付けになったといこと、実質的に一定の独立性といるか、調査権限を持つ機関という形に落ち着きそうだといことである。第4章の部分は、かなりテクニカルな部分が多いので、起草委員のほうでも、まだ内容を詰めきった議論をできていない。最終的には、委員の皆さんからお気付きの点を指摘していただき、再度、事務局と法規担当で最終的に詰めていただくといことになると思う。

今までのものを踏まえて、組み換えなどは一部あるかと思うが、それらが全体的に反映されたものになっているのではないかという印象を受ける。

第18条の第2項のところで、「その提出を要求し」とあるが、今までずっと優しい表現できていたのに、ここでは「要求」という強い言葉になっているが、これは、大人向けに書いているところだからこのような強い言葉になっているといことか。「提出を求め」などの表現にはできないか。

### 事務局

この部分は、市の機関も、市の機関以外に対すること一緒に書いている部分であるが、そうすると、市の機関以外のものに対して「要求する」といのはどうなのかとい議論もあったことから、この扱いについては、法規担当ともう一度調整したほうがいいのではないかと考えている。

権利擁護委員制度のイメージ図も、解説書の中に入ることになるのか。擁護委員と調査相談専門員があつて、実際の関係者に対して働き掛けをしたりするが、この「関係者」にあたる部分がこの図の中に無いので、少し分かりづらいような気がする。それから、擁護委員の対応として、からまで挙げられているが、の救済の申立てのところ、**「委員の発意を含む」といのが下に書かれているので分かりづらいような気がする**ので、「救済の申立て」の後に入ったほうがいいのではないか。それから、勧告・要請ののところで、矢印の後に**「勧告・意見表明の尊重義務あり」とありますが、この「意見表明」といのは、権利擁護委員が勧告以外に出した意見といことか。「意見表明」とい表現が分かりづらくないだろうか。**

### 事務局

**「意見表明」とい言葉自体がどこにも使われていないので、この部分を含めて、今ご意見をいただいた部分については修正したいと思う。**

第4章は、第3章などと比べると、なかなか分かりづらい部分かと思うが、例えば、第18条の見出しが「委員の職務など」、第19条が「委員の人数など」となっているが、どちらも内容的にボリュームがあるので、この見出しで括れないような気がする。条を分けるとか、もう少し分かりやすい見出しにすることはできないものだろうか。

それから、19条の5項にある解囑事由について、確かに、義務全般に違反したときというのは難しいので、守秘義務違反に限定したというのは分かるのだが、解囑事由一般で言うと、いわゆる地方公務員法にも国家公務員法にもある分限処分の事由についても、実際のところはある得ると思うのだが、そういう視点ではなくて、義務違反との関係のみで書いているということで、それでいいのだろうかという疑問も持った。

私も、第18条、19条の見出しについては、「委員の職務など」「委員の人数など」という書き方ではなくて、内容に基づいてきちんと言い切るか、条を整理したほうがいいと思う。

#### 事務局

見出しについては、内容に合った形で、もう少しうまい具合に直したいと思う。解囑事由に関しても、札幌市などの例を参考にしながら、もう一度法規担当と調整したいと思う。

### 案件(3) 大人向け解説書について

#### 事務局より資料7～8について説明

##### 事務局

資料7は、今年1年間、解説書について皆様からいただいたご意見をまとめたものになっている。この内容は、今日お渡ししている解説書の案の中には、まだ全て反映されている状態にはなっていないが、皆様のご意見をきちんと取り入れて解説書を作っていきたいと考えている。

次に、資料8の1ページ目をご覧になっていただきたい。今回提示している部分は、そちらに書いてあるように、目次と条例制定の背景、経緯と、条文解説の全文と第1章、第3章の部分だけであるが、スタイルは、札幌のものを真似た感じの作りになっている。例えば、4ページの前文では、条例の本文が先にあって、次に、段落ごとの解説がある。このようなスタイルで、全部の条について解説をしていくという形になるが、これを皆様に見ていただいて、何かご意見があれば、それを踏まえてこちらで修正を加え、直したものを皆様に送って、また意見を聞くというふうにして作っていきたいと考えている。とりあえずは、今月末に開催される法令審議会の前までに、一度皆様のほうに完成したものをお送りしたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

#### **意見**主な意見は以下のとおり

この解説は一般用か。用語解説などについては特に必要ないのか。

これは一般用だが、あくまでも体裁が大体このような形になるということでお示ししているものになるので、当然、言葉としてきちんと定義をしなければならないものや、難しい言葉が出てくれば、それについては解説していく。一般用にも当然、用語解説は加えていくし、子ど

も用にも、子どもたちにわかるように言葉を噛み砕いて説明したものをイメージしている。

私も、子ども向けがどうなるのかが気になったが、同時に作るのは難しいのか。

作業的に同時に作るのは難しいが、できるだけ早めに作って皆様にお示ししたいと考えている。

まずは、この条例本体が議会で通ることが大前提になるが、子どもに関する条例なので、やはり、子どもバージョンの解説が大事になると思う。

今、子ども向け解説文の話になったが、こちらについては、前回皆様に資料を配布して、説明させていただいたとおり、子ども向けには、条文の解釈までを分かりやすく説明したものを作るというのは難しいので、大人と同じような厚い解説書を配布するということではなくて、数ページ程度にまとめたリーフレットを子ども向けのものとして考えている。

## **終わりに**

### **事務局**

次回は、14日の日曜日、午後1時から、総合福祉センターで開催する。前半を専門分科会単独で、後半を子ども委員会議と合同で行い、最後に条例案がこのようになりましたというを確認するというになっている。次回は、子どもの権利条例以外の案件もあるので、そちらについての審議を、臨時委員の方がいない状態で最初におこなって、その後で子どもの権利条例について審議していただくということになるので、臨時委員の方には、午後1時半を目処に来ていただくということになる。開催の案内については近日中に発送するので、よろしくお願いしたい。